

歩行者・自転車の安全な 通行環境の社会実験を行います

平成21年11月7日(土)～20日(金)



押し歩きエリア

歩道内で自転車の押し歩きを呼びかけます

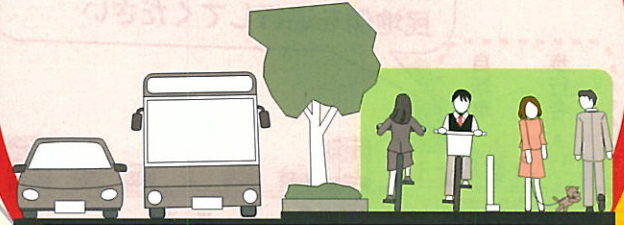


東口駅前
広場周辺



歩道の分離エリア

歩道上に柵を設置し、歩行者と自転車を
分離します



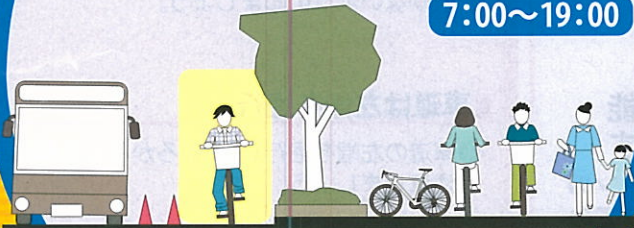
市役所通り
第3庁舎側



自転車レーンエリア

車道の第1車線を柵で分離し、
自転車専用のレーンをつくります

7:00～19:00



新川通り

バス専用・優先レーンの 機能確保

バス専用・優先レーン内の
違法駐車を抑制するために、
誘導員による呼びかけを行います

市役所通り

- 調査にご協力ください

実験期間中は、アンケート調査やビデオ調査を行いますので、ご協力をお願いします。
- 誘導員の呼びかけにご協力ください

実験期間中は、ボランティアの方々にもご協力頂き、呼びかけを行いますので、ご協力をお願いします。

歩行者・自転車、バスも車も、みんなで安全・快適な環境づくりを目指した総合的な自転車対策の検討の一環として、社会実験を行います。



実験エリアの通行方法



自転車レーンエリア

新川通り



押し歩きエリア

東口広場周辺



歩道の分離エリア

市役所通り・第3庁舎側



押し歩きはルールです

押し歩きエリアの歩道上は道路交通法により、原則として自転車は走行できません

ご協力お願いします



市役所通りの路上駐輪場（第3庁舎側）の利用を一時中止しますので、ご協力をお願いします



利用中止期間中は、仮設駐輪場を設置しますので、そちらをご利用下さい

利用中止期間：
11月5日(木)~20日(金)



自動車をご利用の方へ

新川通りの第1車線の削減にご協力をお願いします

自動車をご利用の方は、新川通りで車線の削減を実施しますので、ご協力をお願いします。

バス専用・優先レーンの機能確保にご協力をお願いします

バスの定時性確保及び自転車レーンの設置のため、市役所通り、新川通りでの駐車はご遠慮下さい。

知っていますか？

自転車に乗るときのルール

●自転車は、車道が原則 歩道は例外※

- 自転車は『(軽)車両』です。車道を通行しましょう。
- ※「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道は、自転車で通行することができます。



「自転車及び歩行者専用」の標識

なお、「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道でも、

●歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

- 歩道を通行するときは、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

●車道は左側を通行

- 車道の左端を通行し、右後ろからくる車にも注意しましょう。

放置自転車はやめて、駐輪場を利用しましょう

歩行者・自転車の安全な通行環境の社会実験のルールを説明します

平成21年11月7日(土)～20日(金)



押し歩きエリアのルール



実験期間中、川崎駅東口駅前広場周辺に『押し歩きエリア』を設定し、自転車の押し歩き、自転車の放置禁止を呼びかけます



実験期間中は、ボランティアの方々にもご協力頂き、「押し歩き」の呼びかけを行いますので、ご協力をお願いします

○呼びかけへのご協力をお願いします



押し歩きをお願いします

放置禁止です駐輪場にとめてください

銀柳街、銀座街、チネチッタ通りも10～24時は歩行者専用ですこの時間帯は自転車をおりて押し歩きしてください

○「押し歩きエリア」の範囲



基本的なルール

自転車は車道走行
歩道では押し歩きするのが原則です

道路交通法では・・・

●自転車は、車道が原則 歩道は例外です※

自転車は『(軽)車両』です 車道を通行しましょう

※「自転車及び歩行者専用」の標識がある歩道は、自転車で通行することができます

この標識がない歩道では原則として自転車は走行できません



自転車の放置は禁止です！

川崎市では・・・

●放置自転車の禁止が条例で定められています

《川崎市自転車等の放置防止に関する条例》

自転車やバイクは大変便利な乗り物ですが、ひとたび路上や駅前広場などに放置されると、歩行者や車両の通行の障害となったり、救急・消防活動に支障をきたすなど、市民生活にさまざまな問題が生じます

そのため、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、昭和62年10月から施行しています

実験の詳細は社会実験ウェブサイトでご確認ください

※川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/>)の「トピックス」の欄から社会実験ウェブサイトへ移動してください

実施主体：川崎駅東口周辺地区総合自転車対策検討会議・川崎市

お問い合わせ：川崎市 建設局 自転車対策室

TEL: 044-200-8295

FAX: 044-200-7703



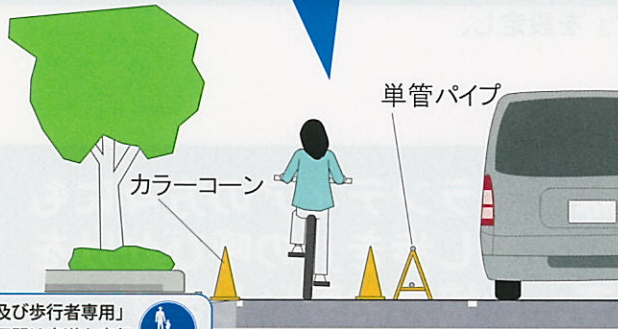
新川通り

自転車レーンエリアのルール



車道の第1車線を柵で分離し、自転車専用のレーンをつくります

●**車道の第1車線に
自転車レーンを設置します**
7:00~19:00
自転車専用のレーンを設置しますので、歩道が
自転車レーンをご利用下さい



なお、「自転車及び歩行者専用」の標識がある区間は歩道も走行できます



○自転車レーンは一方通行です



○バス停部では誘導員の指示に従ってください

バス停車前には誘導員がいます
バスが停車しているときには、誘導員の
指示に従って停車してください



基本的なルール

自転車は車道走行が原則で、車道の左端を走らなくてははいけません

道路交通法では・・・

- 自転車は、車道が原則 歩道は例外です
自転車は『(軽)車両』です、車道を通行しましょう
また、車道の左端を通行し、右後ろからくる車にも注意しましょう

この標識がある車線は
自転車専用です



市役所通り

歩道の分離エリアのルール



歩道の上に柵を設置し、歩行者と自転車を分離します

●**歩行者と自転車の通行位置を分離
します**
柵で分離しますので、自転車は柵の車道側を
通行してください



○交差点付近では徐行してください

交差点付近は歩行者優先です
自転車はゆっくりと通行して下さい



○歩道上への駐輪は禁止です!

歩行者が安全に歩ける空間を確保するため、
歩道上への放置自転車は禁止されています
自転車を駐輪する際には、駐輪場へ駐輪して
ください



基本的なルール

歩道を走れるときも、自転車は徐行が原則です

道路交通法では・・・

- 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
歩道を通行するときは、歩行者の通行を妨げないように徐行しましょう
ただし、自転車の歩道通行部分の指定がある場合には、状況に応じた安全な速度で
走行することができます



この標識がある歩道でも、
徐行が原則です

自転車と歩行者の 走行空間を分離する 社会実験をおこないます



■実施期間:平成21年10月26日(月)~11月22日(日) 7:00~19:00

■実施場所:国道19号 桜通本町交差点~桜通呉服交差点周辺

社会実験の目的

国道19号桜通では、歩行者と自転車が錯綜しており、利用者が危険を感じる状況が発生しています。これらの状況に対して、利用者から歩行者と自転車を分離することを望む声が挙げられています。

そのため、国道19号桜通は、自転車通行環境整備モデル地区の指定を受け、歩行者・自転車が共に安心して走行できる走行空間のあり方について検討を進めています。今回は、モデル地区の一部区間において、実験的に歩行者・自転車の空間を分離し、安全性や走行性の効果検証を行います。



朝の通勤時間帯の様子

社会実験の内容

車線を減らし、車道上にバリケード等を設置して、車と自転車を分離することで、自転車走行空間を設置します。

実施区間(約320m)
国道19号桜通北側
桜通本町交差点~
桜通呉服交差点周辺



イメージ図

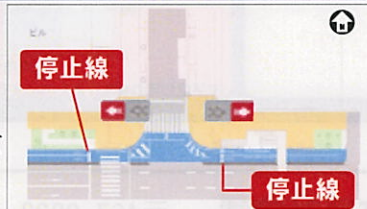
自転車走行空間の走行の仕方

実験区間では、自転車の方は、自転車走行空間に沿って左側を走行して下さい。



信号交差点 (桜通呉服交差点)

歩行者自転車専用信号に従い、自転車走行空間に沿って走行します。
歩行者自転車専用信号が赤のときは、停止線の位置で止まって下さい。



西側からの右折時

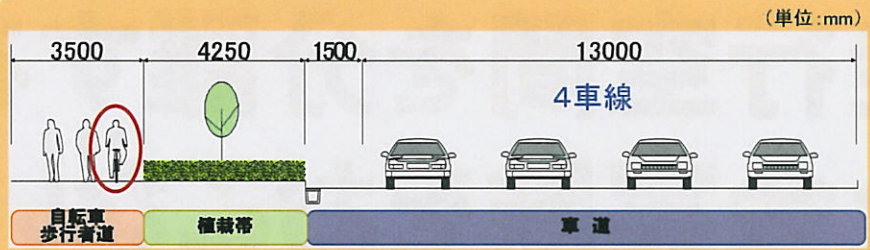


①の停止線の位置で、信号Aに従う。
「青なら②へ進み、②の位置で、信号Bに従う。
「青なら③へ進む。」

自転車走行空間を設置します

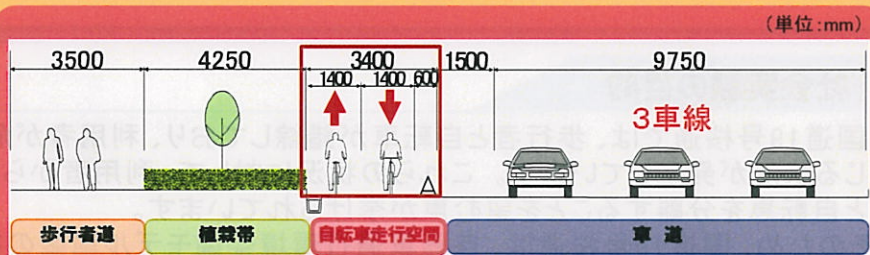
実験前

自転車が歩道を走行するため、歩行者と錯綜し、危険な状態です。



実験中

現在の車道を片側4車線から3車線へ減少させ、実験的に車道上に自転車走行空間を設置します。



自転車走行区間と車道の境には、バリケード等を設置し、物理的に分離します。

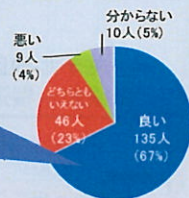
歩行者と自転車の分離に、安全性の向上が期待されています

桜通を通行される方に対するアンケート結果※では、自転車の走行位置を明確にし、歩行者と自転車を構造的に分離することについて、良いと答えた人が約7割を占めました。

Q.自転車の走行位置を明確にし、歩行者と自転車を構造的に分離することについて

「良い」と答えた人の理由

- ・分離した方が安全でよい
- ・分離した方が走りやすい



※桜通の通行者200人を対象に実施したアンケート結果(平成20年6月実施)



自転車の交通ルールと交通事故



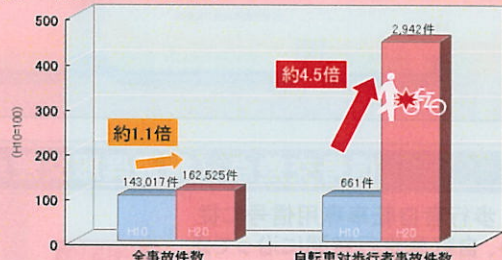
自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を走行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

自転車対歩行者の交通事故が増加しています!

自転車と歩行者が接触する交通事故は、最近10年間で約4.5倍に増加しています。



※平成10年の事故件数を100とする

出典:警察庁資料

■お問合せ

国土交通省 名古屋国道事務所 交通対策課

<http://www.cbr.mlit.go.jp/meikoku/>

〒467-0833 名古屋市瑞穂区鍵田町2-30

TEL(052)853-7327 FAX(052)853-7334